

仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務受託者評価要綱

(令和3年1月15日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務の受託者（以下「受託者」という。）が、プロポーザルにおける受託者の提出書類及び契約書の内容を履行しているか評価（以下「受託者評価」という。）するための基本事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 受託者は、年度末に自己評価シート（様式1）を営業課に提出する。

2 営業課は、受託者が提出した自己評価シートを参考に、最終評価シート（様式2）を作成する。

(評価事項)

第3条 受託者評価は、自己評価シートの項目ごとに、下記の基準で実施する。ただし、運営全般に関する事項については、1号から3号の点数を3倍に読み替える。

(1) 契約書及びプロポーザルにおける受託者の提出書類を完全に履行した場合は1点。

(2) 契約書及びプロポーザルにおける受託者の提出書類を完全に履行し、かつそれを超える成果を達成した場合は2点。

(3) 契約書又はプロポーザルにおける受託者の提出書類の一部若しくは全てが履行されなかった場合は0点。

2 受託者が自己評価で2点をつける場合は、その理由を自己評価シートに記入する。

3 営業課が最終評価で2点または0点をつける場合は、その理由を最終評価に記入し、総務部長の承認を得る。

4 各項目の合計点をもとに最終評価を実施する。合計点は南地区が22点、北地区が17点を基準とし、その110%以上の場合はS、100%以上110%未満の場合はA、90%以上100%未満の場合はB、70%以上90%未満の場合はC、70%未満の場合はDとする。

(公表)

第4条 営業課は、最終評価実施後、速やかに最終評価を受託者に通知する。

2 営業課は、上記の結果を局のホームページで公表する。

(次回プロポーザルへの加点・減点)

第5条 次の仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務の受託者の選定にプロポーザル方式が採用された場合、そのプロポーザルの評価点を下記のとおり加点または減点する。

(1) 契約最終年度を除く年度の各項目の平均点をもとに、第3条第4項の最終評価を実施する。

(2) 前項の最終評価がSの場合は+3%、Aの場合は+2%、Bの場合は±0%、Cの場合は-1%、Dの場合は-2%とする。

(改善指導)

第6条 営業課は、受託者の最終評価がC評価、D評価となった場合は、改善指導をおこなうとともに、受託者から改善計画の提出を求める。

2 前項の場合、必要に応じて実地指導をおこなう。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。